

精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療が不成功に終わった場合や、これ以上治療が続けられなくなってしまった場合など、不妊の検査や治療において多大なストレスがあるときに、**情緒精神的**サポートを行うこと

治療的カウンセリング(therapeutic counselling)

不妊及び治療の結果に適応するように、また不妊及び治療によって引き起こされた諸問題を自ら解決するように援助すること

カウンセリングの機会の保障については？

カウンセラーの施設からの独立性の確保のための要件をどのように設定するか？
(直接治療に関わっていない者であればよいのか？施設に雇用されている者以外でなければならないこととするのか？カウンセリングを行う場所についても施設以外でなければならないこととするのか？)

(案) 提供を受ける夫婦又は提供者及びその配偶者は、インフォームド・コンセントの際に、専門団体等による認定等を受けた生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを当該施設以外で受けることができるということ、**精子・卵子・胚の提供を受ける前に一度はカウンセリングを受けることが望ましいこと**について、十分説明されなければならない。

担当医師は、提供を受ける夫婦や提供者及びその配偶者からカウンセリングを受けることの希望があった場合、希望者が適切なカウンセリングを受けられるよう手配しなければならない。

また、担当医師が提供を受ける夫婦や提供者がカウンセリングを受けることが必要だと判断した場合には、当該夫婦や当該提供者**に対しても**、カウンセリングを受けることを勧めること**とななければならないこと**とする。

(参考：カウンセリングの機会の保障)

(専門委員会報告書 p 38)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、**当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外**の専門団体等による認定等を受けた当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならない。

カウンセリングの質をどのように保つのか？